

# 鳥取県県土整備部設計業務品質確保ガイドライン

## 1 目的

工事発注時の施工条件明示は、工事の円滑な実施と設計変更の拠り所として重要であり、工事発注時に十分な検討を行わなければ工事着手後の方針決定の遅延から工事の一時中止及び工期延伸へと繋がり、円滑な工事執行及び監督業務の妨げとなりかねず、その上流に位置する設計業務段階で十分な検討を行う必要がある。

鳥取県県土整備部設計業務品質確保ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）は、土木設計業務の発注から納品までの作業の中で発注者側が作成する図書の条件明示が不足している箇所の明確化を図り、設計業務の品質確保・向上と、工事発注時の施工条件明示の基礎資料とすることを目的に定めるものである。

## 2 実施方針

- (1) 本ガイドラインは、受発注者双方が業務実施において整理する設計業務履行上の確認ツールと位置付け、特記仕様書において条件明示チェックシート（以下「チェックシート」という。）を成果品として納品することを求める。
- (2) 受注者はチェックシートに基づき発注者と設計条件等の確認を行い、必要となる追加業務は協議し、品質確保・向上に努めること。

## 3 対象業務及び各条件明示チェックシート

本ガイドラインは、下記（１）～（８）の詳細設計業務を対象とし、設計業務規模（設計延長等）は問わない。ただし、ガイドラインに従うことが相応しくない業務については、発注者の判断において対象外とすることができる。なお、予備設計を実施する場合は、予備設計において条件明示チェックシート（案）を作成し、詳細設計業務に引き継ぐこととする。

- (1) 道路詳細設計（平面交差点設計含む）
- (2) 橋梁詳細設計
- (3) 山岳トンネル詳細設計（換気検討を含む）
- (4) 共同溝詳細設計
- (5) 樋門・樋管詳細設計
- (6) 排水機場詳細設計
- (7) 築堤護岸詳細設計
- (8) 砂防堰堤詳細設計

## 4 実施要領

受注者は、詳細設計業務受注後にチェックシートを元に発注者と整理すべき各種条件について打合せにおいて確認を行う。作業手順は、以下のとおりとする。

- (1) 発注者は特記仕様書において、ガイドラインに従い実施する旨を記載。
- (2) 受注者は、発注者が作成する「特記仕様書」及び予備設計等で作成した「条件明示チェックシート」に記載された設計条件等を確認するとともに、発注者との協議により業務に関連するチェックシートに必要事項を追記・整理し、業務報告書に添付し、成果品として納品する。
- (3) 予備設計等実施している業務については、各種業務成果を詳細設計業務受注者に貸与し、チェックシート作成の基礎資料とすること。
- (4) 発注者は、予備設計段階でチェックシートの内容に記載漏れがないことを十分に確認し、詳細設計業務発注時までに関係機関協議等で確定した事項は追記し、詳細設計受注者に貸与すること。
- (5) 記入・整理方法
- ア 業務内容から判断して該当対象項目を抽出し、「対象項目」欄に○、×を付す。  
なお、対象項目から外す場合は、その理由を「備考」欄に記載する。
- イ 設計条件を打合せ（初回・中間時）において確認し、「確認状況」欄に○、△、×を付し、確認日を記入する。また、「確認状況・資料」欄に資料の名称、頁数等を記載し、根拠を明確にすること。△、×を付した項目については、「備考」欄に状況等を記載する。
- ウ 「備考」欄の記載内容について、受注者は、「〇〇協議が行われておらず、条件が確定していない」、「地質調査（ボーリング調査）本数が足りず、設計が難しい」等、わかる範囲で記入し、必要な追加業務の提案は協議すること。
- エ 業務特性、工事内容等によりチェックシート項目の追加が必要な場合は、項目・内容を適宜追加する。
- (6) 方針決定等の遅延による履行期間の変更が必要となる場合は、このチェックシートを拠り所にして、協議すること。

## 5 業務費の積算について

下記のとおり、費用計上すること。

費用計上は、予備設計を実施する事業については予備設計段階で計上し、予備設計を実施しない事業は詳細設計段階で計上すること。

(1工種当たり)

区 分	技師 (A)	技師 (B)	備 考
条件明示チェックシートの作成	0.25	0.25	